



関西大学 法学研究所 第146回特別研究会

「企業の経営判断が孕む背任罪のリスク」

「ドイツ刑事司法は近年、企業のリスクを孕む経営判断の妥当性を、背任罪の構成要件に該るかという形で事後的に審査する傾向を強めている。このような企業コントロールの方式は、高度に複雑な事実関係に起因して長引く訴訟期間やそのためのコストといった事実的な限界に直面すると共に、各種の批判にさらされている。しかし、そうした困難は、いずれも刑事司法がいかなる場面においても本来的に有する性質に基づくものであって、刑事司法がおよそ企業の経営判断に介入すべきではないということを根拠づけるものではない。問題は、企業の経営判断の自由の刑法上の限界線を見極めることにあり、その基準は、いわゆる『経営判断の原則 (Business Judgement Rule)』に求められることになるが、その判断に際しては、背任罪の構成要件要素である『重大な義務違反』の内容を明確にし、この原則との関係が明らかにされなければならない。」 Saliger教授の大意このような視点の設定に基づいて企業の経営判断への刑法的介入の限界を探る。Saliger教授の議論には、構成要件の構造を異にする日本刑法上の背任罪の解釈問題としては直接適用できない部分もあることが予想されるが、企業の経営判断に対する刑事規制のあり方を探るという意味では有意義な議論となることが期待される。

講演者

フランク・ザリガー Prof. Frank Saliger
(ドイツ・ミュンヘン大学 法学部教授) ※使用言語:ドイツ語

通訳・司会

葛原 力三
(関西大学 法学部教授)

2019年

4/10(水)

16:30~18:00

関西大学 千里山キャンパス
児島惟謙館1階 第1会議室



聴講無料・申込不要

お問い合わせ先

関西大学 研究所事務グループ

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35
TEL:06-6368-0329
FAX:06-6339-7721
E-mail:hogakuken@ml.kandai.jp